

議案第4号

西脇市人権施策推進審議会条例の制定について

西脇市人権施策推進審議会条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山 象三

(理由)

西脇市人権施策推進審議会を設置し、同機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため。

## 西脇市人権施策推進審議会条例

### (設置)

第1条 全ての市民の人権が尊重される地域社会の実現に向け、人権に関する施策の総合的な推進を図るため、西脇市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 人権に関する施策の推進に関すること。
- (2) 人権に関する施策の基本方針に関すること。
- (3) その他人権に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

### (会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、人権施策推進担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

まちづくり推進審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
--------------	----	-------	---------------

を

「

まちづくり推進審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
人権施策推進審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

改める。